

序章 計画策定の背景と計画の位置づけ

1. 計画策定の趣旨

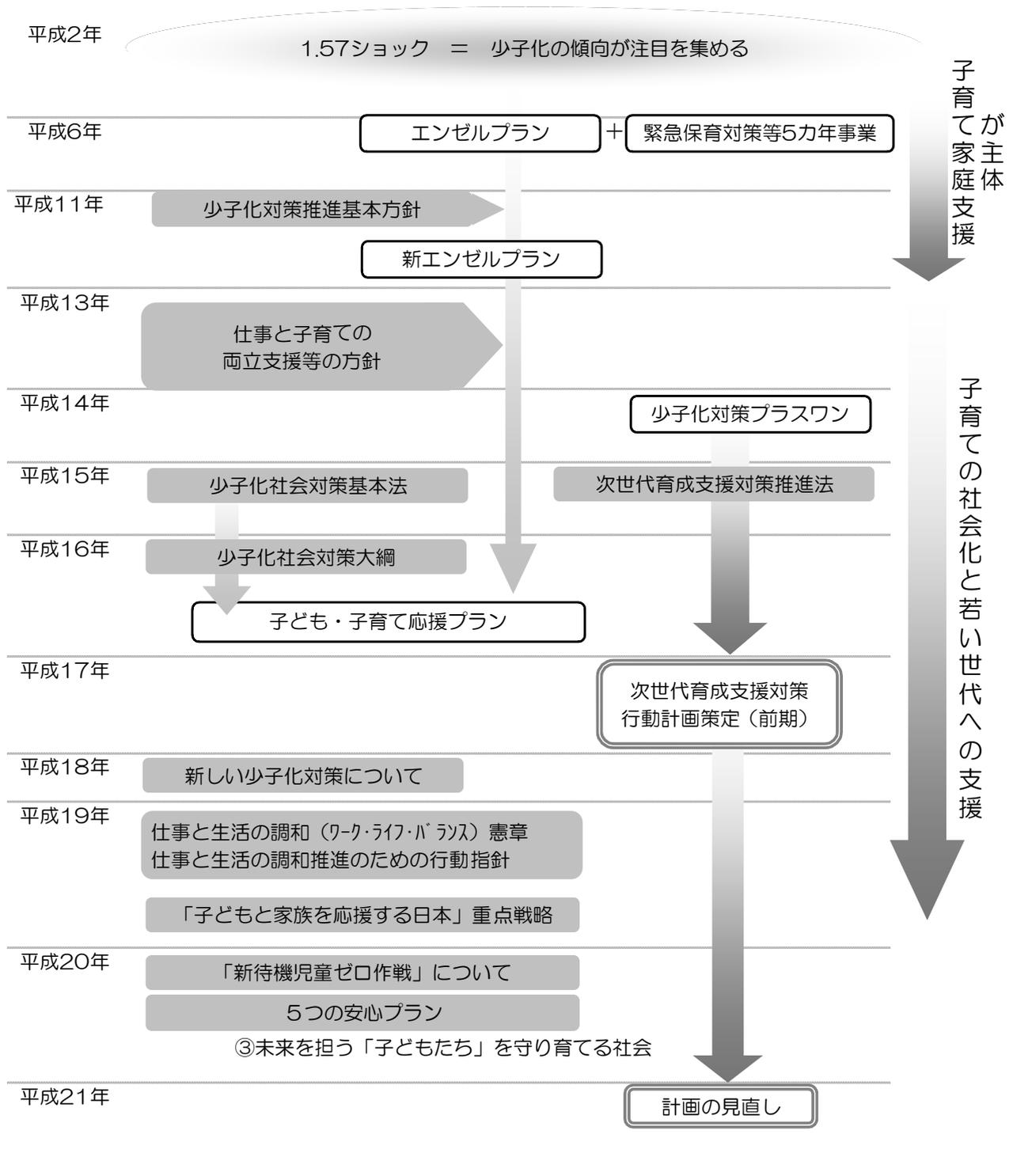
近年、急激な少子化が深刻な問題となっています。急激な少子化の進行は、今後、わが国の社会経済全体にきわめて深刻な影響を与えるものであることから、少子化の流れを変えるため、従来の取り組みに加え、もう一步踏み込んだ対策を進める必要があります。

そのため、平成14年9月には「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱に沿って、従来の「子育てと仕事の両立支援」が中心であった取り組みに加えることで総合的な取り組みを推進することとしました。それを受けて、平成15年7月には10年間の集中的・計画的な取り組みを促進するための「次世代育成支援対策推進法」が成立し、国、地方公共団体、301人以上の企業等が平成16年度中に行動計画を策定することが義務付けられ、加西市でも「加西市次世代育成支援行動計画ーかさい子ども・子育て応援プランー」を策定しました。

さらに、平成18年から平成20年にかけて、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、「新待機児童ゼロ作戦」、「5つの安心プラン」など、新しい少子化対策と子育て支援の整備を行うためのさまざまな取り組みが始まっています。

以上の流れを受け、前期計画策定から5年が経過した平成21年度、本市においても前期計画期間中の取り組み状況を評価するとともに、必要に応じて取り組みの見直しを行い、「加西市次世代育成支援対策行動計画（後期）ーかさい子ども・子育て応援プランー」を策定します。

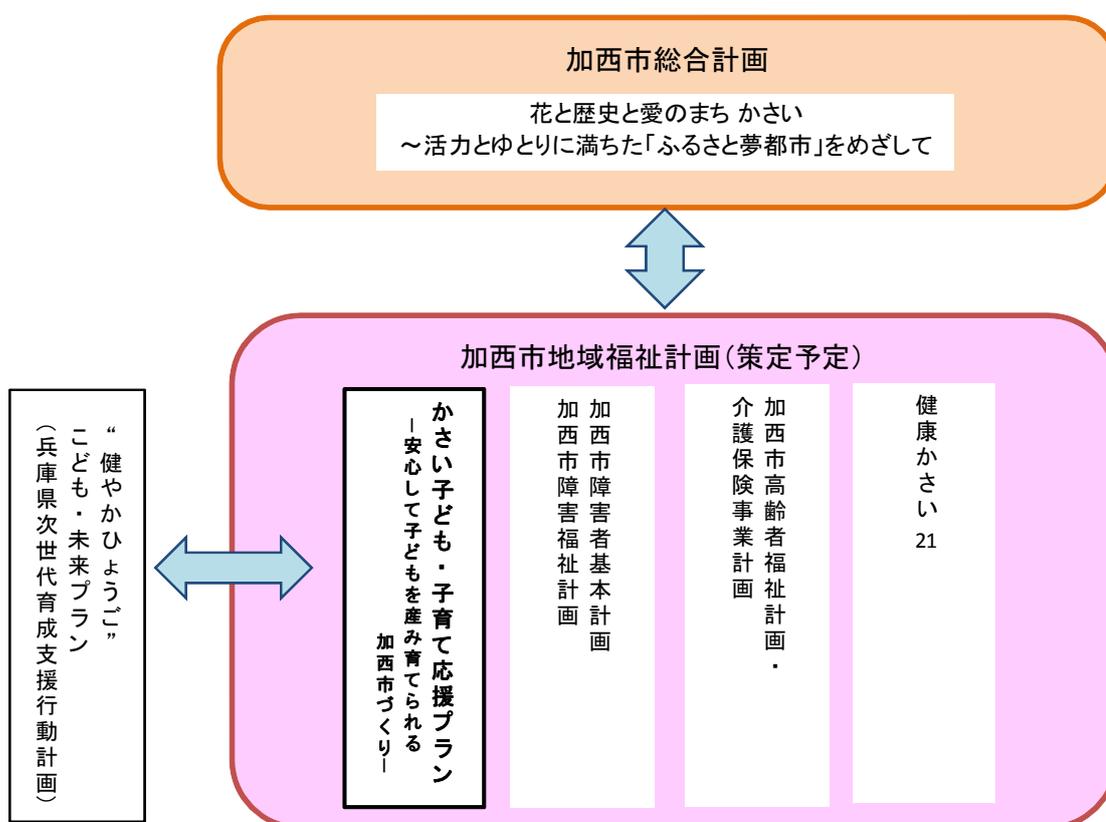
■今までの少子化対策の経緯



2. 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「加西市第4次総合計画」を受けた個別計画の一つとして策定するものとします。また、兵庫県の行動計画などの関連計画との整合を図ります。さらに、今後策定される関連計画について、当計画の理念や目標を反映するよう働きかけていく役割を持っています。

■他計画との連携



3. 計画の対象

本計画における「子ども」とは、概ね18歳未満のすべての子どもを指します。また、次世代育成支援の趣旨に照らし、計画の対象は、子ども自身はもちろん、子どもを養育する親やその家族、地域住民、学校、企業、各種団体、行政など、地域社会を構成するすべての個人及び団体です。

4. 計画の期間

計画期間は5年（5年ごとの見直し）であり、この間に達成すべき目標事業量、施策目標など具体的な定量的目標を設定し、その達成状況の検証などの評価を行うこととなっています。

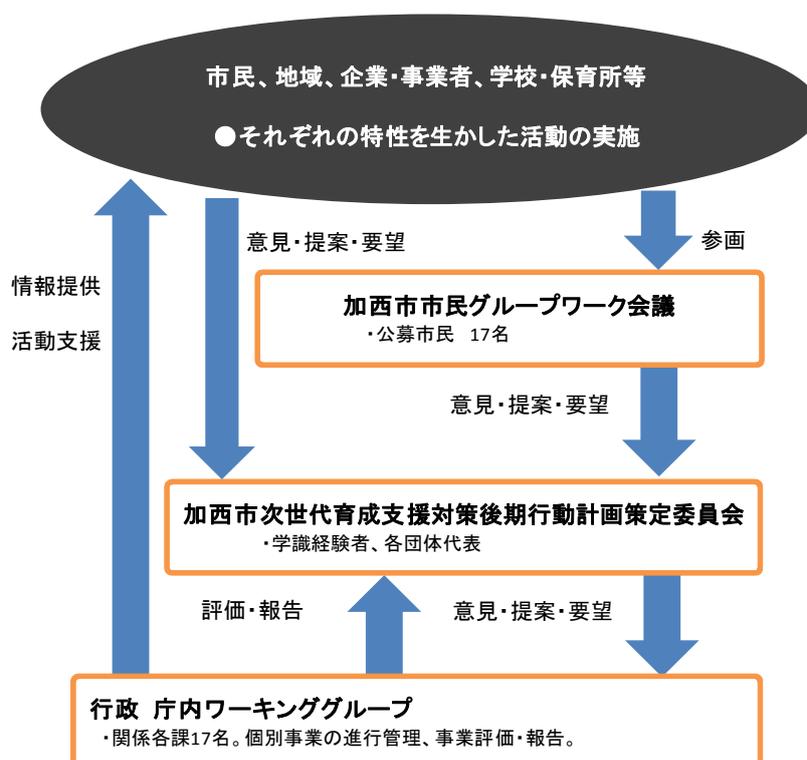
■計画の期間

平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
次世代育成支援行動計画（前期）									
				見直し					
					次世代育成支援行動計画（後期）				

5. 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、ニーズ調査や市民グループワーク会議等により広く市民の意見を聴取するとともに、関係市民団体の代表を含む市民代表、有識者等の委員で構成する「加西市次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会」を設置し、今回の計画策定にあたりました。

■計画の策定体制



6. 国における計画策定のポイント

国は、行動計画策定指針の改正により、後期計画策定での新たな対策の方向性として、「仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を求めていることから、具体的な計画が必要です。

1) 仕事と生活の調和の実現

近年の長期的な経済の低迷や産業構造の変化による長時間労働や、共働き世帯の増加、正社員以外の働き方の増加等により、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。これらの問題が、働く人々の将来への不安や、豊かさが実感できないなどの大きな要因となり、ひいては社会活力の低下や少子化・人口減少にまで繋がることから、職場、地域を含めた意識と働き方の改革が必要です。

2) 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

包括的な体系性（様々な考え方に基づく次世代育成支援策の方策化・体系化）、普遍性（誰もが、どこに住んでいても、必要なサービスを選択・利用できる）、連続性（育児休業から小学校就学前まで切れ目がない）を有した支援体制を構築していく必要があります。

■仕事と生活の調和

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を実現する。

■課題

- ◆就労による経済的自立ができない層
- ◆健康で豊かな生活のための時間が確保できない層
- ◆仕事と子育ての両立の難しさ



■包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

今後の人口構造の変化に対応して、仕事と生活の調和を推進し、かつ、国民が希望する結婚や出産・子育ての実現を支えることに早急かつ戦略的な対応を図るため、給付・サービスを再構築するとともに、全国どの地域でも体系的に整備され、すべての子どもや子育て家庭に普遍的に提供される枠組みを構築する。

■課題

- ◆全体を通じた制度的な課題
- ◆親の就労と子どもの育成の両立を支える支援
- ◆すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス
- ◆すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取り組み

7. 国における10の提言

新しい「少子化社会対策大綱」の作成に資するために、少子化対策担当大臣の下に「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム」が結成され、有識者及び国民各層の意見を聴取し、平成21年6月に、これからの少子化対策についての10の提言がとりまとめられました。

1 少子化対策の第一歩は“恋愛・結婚”から

少子化の背景にある恋愛・結婚にまで視野を広げて政策的対応を図る。

2 若者が安心して家族をもてるようにする

家族形成可能な就労・経済的自立への支援など包括的な若者支援に取り組む。

3 妊娠や家族形成に関する認識を深める

学校段階から妊娠や不妊治療について正しい知識を得られるようにする。

4 厳しい経済情勢の今だからこそ働き方を変える

仕事と生活を調和させるメリハリのある働き方に向け具体的行動を起こす。

5 幼児教育と保育の総合的な検討を

幼児教育の無償化や保育制度改革は利用者の視点に立って行う。

6 子どもの貧困と格差の連鎖を防止する

ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）等への効果的な支援を行う。

7 家計の過重な教育費負担の軽減を

就学援助、授業料減免、奨学金等により家計の教育費負担の軽減を図る。

8 社会全体で子育てを支える

人づくり、まちづくりを通じて家庭や地域の子育て支援機能を強化する。

9 子どもが病気になったときにも安心を

子どもが病気になったときの親の不安の解消と病児保育の充実を図る。

10 消費税1%分を〈子どもたち〉のために

安定的な財源を確保して少子化対策を拡充する。